

公立大学法人山梨県立大学利益相反マネジメント規程

(平成28年7月1日 法人第4111号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学（以下「大学」という。）が、公立大学法人山梨県立大学利益相反マネジメントポリシー（平成28年7月1日制定）に基づき、研究活動や社会貢献活動（以下「研究活動等」という。）を行う際に、公的研究に必要とされる公正かつ適切な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されないよう、利益相反について社会への説明責任を果たすため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員等 次の各号に掲げる者をいう。なお、教職員等の配偶者および生計を一にする親族を含む。

ア大学の役員および教職員

イ その他第4条に定める利益相反マネジメント委員会が指定する者

(2) 利益相反 次の各号に掲げる状態をいう。

ア大学および教職員等が研究活動等（兼業、共同研究・受託研究・寄付金等・共同研究員の受入、技術移転等）により得る利益（兼業に係る報酬、研究成果の実施料収入、株式等）と、大学における教育・研究等の責務との間に相反（衝突・齟齬）が生じている状態

イ 教職員等が主に兼業活動により企業等（国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業またはその他の団体を含む。以下同じ。）に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態

(3) 利益相反マネジメント 教職員等が行う研究活動等において、前号の状態に陥ることを未然に防ぐため適切なマネジメントを行うことおよび利益相反が発生した場合に適切に対処することをいう。

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントの対象は、教職員等が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 教職員等が、研究活動等に関わる企業等（以下「当該企業等」という。）から報酬を得る場合

(2) 教職員等が、当該企業等から知的財産権（特許権、著作権等）にかかる収入（ロイヤリティまたは売却による収入等）を得る場合

- (3)教職員等が、当該企業等の株式等（株式が公開か未公開かを問わない。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。以下同じ。）を取得する場合
- (4)教職員等が、当該企業等から一定額以上の物件を購入しまたは役務の提供を受ける場合
- (5)教職員等が、当該企業等から何らかの便益を得る場合
- (6)教職員等が、大学に対し物件または役務を提供する企業等の経営を行う場合および役員を務める場合

（委員会の設置）

第4条 第1条に規定する目的のため、大学に山梨県立大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（利益相反に関する申告）

第5条 教職員等は第3条各号のいずれかに該当する場合、または委員会から求められた場合は、利益相反に関する自己申告書（様式第1号。以下「自己申告書」という。）をすみやかに委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、自己申告書の提出を希望する教職員等は委員会に提出することができる。
- 3 委員会は、教職員等から提出された自己申告書に基づき、第3条の利益相反マネジメントの対象となるものについて審査する。

（実施事項）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 大学における利益相反を適正に管理するための施策の立案に関すること
 - (2) 教職員等の前条第1項により提出された自己申告書に基づく調査、審査および措置等に関すること
 - (3) 教職員等に対する利益相反に係る相談および研修の実施に関すること
 - (4) 教職員等に対する利益相反に係る情報公開に関すること
 - (5) 前4号のほか、利益相反の管理に関することで学長から指示を受けたもの
- 2 委員会は、必要と認めた場合には、第3条に該当する者に対して適宜、調査を実施することができる。

（組織）

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究担当）
- (2) 国際政策学部長、人間福祉学部長、看護学部長および看護学研究科長
- (3) 事務局長
- (4) 学外の利益相反の管理等に精通している有識者
- (5) その他委員長が必要と認める者

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、理事（研究担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第9条 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がないときは、開くことができない。

2 議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

3 第6条第2号の審査の当事者となる委員は、その議決に加わることができない。

(委員以外の出席)

第10条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(利益相反管理のための調査)

第11条 第6条第2号に規定する調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

(1) 自己申告書の確認

(2) 事情聴取（ヒアリング）

(3) 助言指導等（カウンセリング）

(4) 状況観察（モニタリング）

(5) その他利益相反管理のための調査に必要と認める方法

2 前項各号に掲げる調査の実施手続は、委員会が決定する。

(調査結果に基づく審査および措置等)

第12条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、利益相反状況を審査し、自己申告書を提出した教職員等（以下「当該教職員等」という。）の利益相反に関して大学として許容できるか否かについて審議する。

2 委員会は、前項の審議を踏まえて、事実関係、当該教職員等に対する措置の必要性、措置を必要とする場合の措置の内容、およびその他の利益相反の管理に必要な事項について審議する。

3 学長は、委員会の報告を受けて、当該教職員等に対して必要とする措置を命じる。

4 第3項の措置に不服がある当該教職員等は、申出により委員会に再審査を求めることができる。この場合において、委員会は第7条第4号に規定する者以外の外部有識者の意見を踏まえて再審査を行うことができる。その決定については学長に報告を行うものとする。

(利益相反自己申告書等の保存)

第13条 委員会は、提出された自己申告書等を秘密書類として管理および保存する。

(専門委員会)

第 14 条 委員会に、利益相反に関する専門的な事項を検討させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(秘密の保持)

第 15 条 委員会に関与する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(情報の公開)

第 16 条 委員会は、大学の利益相反に関する情報を必要な範囲で外部に公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

2 委員会が許容した教職員等の研究活動等に関する外部からの調査等に対しては委員会が対応する。

3 委員会は、外部への情報公開に当たって、教職員等およびその関係者の個人情報保護に留意する。

(研修の実施)

第 17 条 委員会は、利益相反問題への適切な対処に必要な研修を実施する。

(事務)

第 18 条 委員会の事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

様式 1

利益相反自己申告書

所属： _____

申請者 職・名 _____

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請課題名 _____

*申請者は過去1年以内での本研究内容に関する利益相反の状況を記載してください。

該当の状況のどちらかに○を記入してください。

【申請者本人】

	金額	該当の状況	該当有の場合の企業名と金額記載
①役員、顧問職 寄付講座に属する者	100万円以上	有 無	
②株式など	100万円以上 当該株式の5%以上	有 無	
③特許権使用料	100万円以上	有 無	
④日当・出席料 講演料など	50万円以上	有 無	
⑤原稿料	50万円以上	有 無	
⑥研究費	50万円以上	有 無	
⑦奨学寄付金 (奨励寄付金)	50万円以上	有 無	
⑧その他 報酬など	5万円以上	有 無	

【申請者の家族】（生計を一にする配偶者及び一親等の者）

	金額	該当の状況	該当有の場合の企業名と金額記載
①役員、顧問職 寄付講座に属する者	100万円以上	有 無	
②株式など	100万円以上 当該株式の5%以上	有 無	
③特許権使用料	100万円以上	有 無	
④日当・出席料 講演料など	50万円以上	有 無	
⑤原稿料	50万円以上	有 無	
⑥研究費	50万円以上	有 無	
⑦奨学寄付金 (奨励寄付金)	50万円以上	有 無	
⑧その他 報酬など	5万円以上	有 無	

山梨県立大学利益相反マネジメント再審査請求書

山梨県立大学利益相反マネジメント委員会委員長 殿

申請日	平成 年 月 日 ()
平成 年 月 日付けで改善勧告を受けましたが、山梨県立大学利益相反マネジメント規程第 12 条第 4 項の規定により下記のとおり再審査を請求します。	
内容	
理由	

※個人情報の保護には十分に留意します。また、利益相反マネジメント規程第 15 条の規定により、委員会及び専門委員会の委員並びに担当事務職員は、職務上知り得た情報についての守秘義務を課せられております。

所 属 : _____

職 名 : _____

氏 名 (自署) : _____ 印